

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	小原地区(須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴、千代)	令和2年3月23日	令和2年6月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	356ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	284.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	40.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.55ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

高齢化が進み、将来の担い手不足が心配である。畑地の耕作放棄地も点在している。畑は借り受けても、1～2年は土作りをしないと作物は作れない。その後、作物を作り販売しても大きな収益になるものでもないから、耕作放棄地も増えるという悪循環に陥りかねない。

今後、中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積が19.55ha、将来リタイヤ希望及び出し手面積が72haとなっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

千代地区、塩地区、柴地区、野原地区の農地利用は、担い手2～3経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

小江川地区、須賀広地区、板井地区の農地利用は、担い手3～5経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	水稲 麦 大豆 長葱	23 ha	水稲 麦 大豆 長葱	23 ha	板井
認農	U氏	水稲 麦 大豆	5.5 ha	水稲 麦 大豆	5 ha	板井
集	小原営農組合	水稲 麦 大豆	65 ha	水稲 麦 大豆	68.5 ha	小原地区
認農法	O法人	水稲 麦 大豆 野菜	60 ha	水稲 麦 大豆 野菜	65 ha	小原地区
認農	K氏	水稲 麦 大豆 野菜	5.3 ha	水稲 麦 大豆 野菜	15.3 ha	塩、板井
認農	S氏	水稲 麦 大豆	4.2 ha	水稲 麦 大豆	4.7 ha	板井、柴
認農法	T法人	さつまいも	5 ha	さつまいも	6 ha	野原
認農	F氏	野菜	0.55 ha	野菜	0.6 ha	須賀広
認農	M氏	大豆 麦 野菜	3.1 ha	大豆 麦 野菜	3.1 ha	板井
認農	Y氏	水稲 麦 野菜	3.9 ha	水稲 麦 野菜	3.9 ha	須賀広
認農	T氏	野菜	1.8 ha	野菜	1.8 ha	須賀広
認農	Y氏	水稲 麦 大豆	1.6 ha	水稲 麦 大豆	3.6 ha	板井
計	12経営体		178.95 ha		200.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、507筆、390,164.69㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

小原地区全体を重点実施地区とし、平成27年度から取り組んでいる。開始から6年が経過し、貸借の契約内容などを再構築し、中心経営体への集約化を図っていききたい。また、未整備地が多い地区のため、集約化を進め、畦畔撤去し効率の良いほ場運営を行っていききたい。

5 2の課題を解決するための話し合いで出た意見

ほ場を維持していくための対策

所有者にも農地に対し、意識をしっかりとってもらいたい。賃借料を安くするなど相応の負担をしてもらいたい。また、耕作放棄地の課税を雑種地として課税されるようになれば、農地を維持する所有者も出てきて、所有者が耕耘し、放棄地も減るかもしれない。

担い手不足対策

収入の面で担い手の息子を後継者として進めにくい。企業に参加してもらい耕作してもらおう対策も考えていく。当地区は関東ローム層で芋の栽培に適している。畑地も面積がまとまれば芋の産地とするほか、野菜の作付けもできるようにし、企業参入の起爆剤となるのではないかと。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	260,195.49	—	129,969.17

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6 アンケートでの意見

- 6次産業に力を入れたい
- 鳥獣対策はより重実してほしい